

○ 行政不服審査法案に対する修正案対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(新設)</p>